

求人票作成のアドバイスとマッチング支援のご案内

県内事業者と定住外国人求職者とのマッチングを支援します

無料

愛知県では「外国人雇用促進事業」を通じて、**永住者を始めとする就労制限のない外国人（定住外国人）等の方に活躍いただくため**、県内事業者と定住外国人求職者のマッチング支援を 2019 年度から実施しています。

この度、県内事業者の人材確保と外国人求職者の就労を支援するため、定住外国人の雇用を検討又は希望する県内事業者からの求人を受付けし、**外国人雇用の実務担当者による効果的な求人票作成のアドバイスとマッチングの支援**を行います。

効果的な求人票の作成や見直しは、今後の人材確保において大きなヒントとなるだけでなく、事業者と外国人求職者の双方にとっても**ミスマッチを防止する重要なポイント**となります。

受理した求人票は、外国人向け就職相談窓口（下記運営事務局）において外国人求職者に提供し、応募の意向があった場合は、就職面接の仲立ちを（マッチング支援）を行います。

本事業に関わる費用は無料です。この機会にぜひご活用ください。



Employment promotion for foreigners

多文化Job あいち
Aichi Prefecture

就労制限のない在留資格とは？

「永住者」、「定住者」、「永住者の配偶者等」、「日本人の配偶者等」の身分に基づく在留資格のことを言います。日本人と同様に、業種、職種、業務内容、労働時間等に制限がなく、就労することができます。

外国人求職者とのマッチング支援の申込みについて

■ 対象となる事業者

- ・愛知県内に就業場所のある事業者
- ・ハローワークに求人申込みをしている事業者
- ・定住外国人の雇用を検討中または希望している事業者

◆ 求人マッチング支援期間は、

求人の申込みから 2021 年 3 月 31 日（水）までとなります。
求人案件を取り下げたい場合は、運営事務局までご連絡ください。

■ 外国人求職者とのマッチング支援の申込み方法

- ・ハローワークの求人票を郵送、FAX 又はメールにて運営事務局へ、ご送付ください。
※有効求人であることが受付の条件となりますので、必ずご確認をお願いいたします。

■ 求人票のアドバイスとマッチング支援の流れ

- ・運営事務局において求人票の内容確認と、外国人雇用の実務担当者による効果的なアドバイスを行います。
- ・外国人求職者に対して、受理した求人案件を提供します。
- ・求人案件に応募を希望する求職者の情報（エントリーシート）を事業者へ送付します。
- ・愛知県内のハローワークと連携をとりながら、就職面接の調整を行います。
※就職面接では、求職者の日本語能力に応じて通訳者を配置することも可能です。
また、就職面接は、対面の他、Skype 等のツールを用いて Web 面接でも対応できます。

求人票送付先 （お気軽にご相談ください）

愛知県「外国人雇用促進事業」運営事務局

〒448-0858 刈谷市若松町 3 丁目 9 番地 YF BLDG 1 階（Man to Man 株式会社 三河オフィス内）

TEL：0566-88-0117（平日 9 時から 17 時まで） FAX：0566-62-4427

E-mail: tabunka-job@man-to-man-g.com（担当：田島、レナト）



